

看家広報

はなえみ

no.

129

Hanaemi Bimonthly
2019.09

公益社団法人
日本看護家政紹介事業協会

Special Report

複合的な疾患治療のため

Special Report 複合的な疾患治療のため 清水美雪さん

INFORMATION これだけは知っておきたい Q&A (完)

紹介所の取り組み 紹介所の家事支援サービスでの取り組み⑧

株式会社メディカルラボパートナーズ代表取締役 清水美雪さん



「医療現場に即した研究開発から、患者さんの
健やかな生活を創造します」と、清水社長は語ります。

1人の患者さんが複数の疾患に 罹患することが多くなった

近年は人口の高齢化に伴い、1人の患者さんが複数の疾患に罹患し、いろいろな症状をもつようになりました。このため、より複合的な治療が求められ患者さん1人ひとりの医療ニーズに適した医療機器の提供が必要になると、私は考えました。

これまで以上に、ニーズに対して柔軟な対応ができる医療機器の開発が必要で、疾患があっても健やかな生活を送れることに焦点を当てることを考えたのです。

そこで私は、医療機器業界への新規参入を希望する企業に対して、スムーズな参入ができるように、開発の企画段階から、マーケティング、市場調査、技術データの取得、法規制などのさまざまな観点から、アドバイスをし、これらの企業と医療機器を開発することにしました。



「自分で会社をやってみたい」の思いから

——会社を立ち上げたきっかけを教えてください。

清水 私は医療機器メーカーの技術者としてキャリアをスタートさせたのですが、大学で理系の科目を学び、研究職を希望した結果、テルモ株式会社に就職しました。希望どおりの研究開発部門に配属にされて以来、ずっと医療機器の開発に携わってきました。

途中の1年間は外研（＝外の研究への派遣）の形で東大医学部付属病院で、医師とともに研究をし、患者さんの病態と生活を学びながら、医師や看護師の生活や考え方も学びました。

病院での外研後にはテルモ株式会社に戻り、新しい事業を立ち上げる仕事をしました。そのうちに、自分で会社をやってみたいと思い、2015年10月に会社を立ち上げて、現在4年目になります。

企業理念は“医療現場に即した研究開発から健やかな生活を創造する”

——どのような事業内容を扱うのか教えてください。

清水 患者さん1人ひとりの医療ニーズに適した医療機器を提供するためには、これまで以上にニーズに対して柔軟な対応ができる医療機器開発が必要だと考えて、(株)メディカルラボパートナーズを起業しました。

当社の企業理念は、「医療現場に即した研究開発から、健やかな生活を創造します」です。事業内容は、開発支援事業と人材育成事業に分かれています。

現時点では、企業の医療機器開発を多角的に支援するために、市場調査やセミナーによる人材育成、開発コンサルティングなどを行いながら、病院環境の改善をめざして、ロボット導入や病院向け生花の販売などと、多角的に経営しています。

医療従事者の研究をサポートする

——どのようにサポートするのか教えてください。

清水 医療機器開発のベースとなる医学系研究においては、医療従事者の多くが研究をしたいと考えているにもかかわらず、さまざまな事情で研究がスムーズに進まない現状があります。

医療の発展のためには、医療従事者の研究が必要不可欠です。そのため、当社では医療従事者の研究にアドバイスをを行い、効率よく結果が出るようにともに考えています。

また、新規事業を立ち上げる企業に対しては、いろいろな病院でヒアリングした結果から、現場に合った製品になるようにコンサルトし、ともに考えています。

現場では対処できていない患者さんがいて、困っているのが現状です。

だから、困っていることに対応するものを作ったらよいのではないかと考えました。



市場規模が小さくても製品を開発したい会社があれば、そこといっしょにやりたい、と考えています。

人材育成事業では、開発実績とリーダー経験をもつコンサルタントが直接指導を行うことで医療機器に精通した次世代リーダーを育成します。開発支援事業では、開発の観点から、医療機器メーカーで経験を積んだコンサルタントが病院との連携で機器開発を支援します。

今現在、コンサルタントはだいぶ揃ってきたのですが、やっぱりまだ足りなくて、つねに募集をかけています。

サービス内容だけでなく ビジネスモデルを考える

——将来的な展望をお聞かせください。

清水 私自身も病気をした経験がありまして、健やかに過ごせる幸せな日々を、皆さんに提供していきたいと経営してきました。

お客様のニーズに対して過不足のないサービスを提供し、納得して料金を支払っていただくには、結果としてサービス内容だけでなく、ビジネスモデルを考えることが重要だと考えます。

今後も、お客様と当社がWIN-WINになれるビジネスモデルを考えていきたいです。

医療機器の開発は、さまざまな法規制があり、たいへんですが、疾患の治癒、治療の改善につながる非常にやりがいのある仕事です。企業の突出した技術を医療機器に応用し、患者さんによりよい治療を提供してくれる企業が今後も増えていくことを願っています。

看家紹介所は、求人・求職者が 安心できる的確な情報提供を

——最後に家政婦（夫）さんについて期待することをお聞かせください。

清水、家政婦（夫）さんはどんなお仕事をされる人なのか、若い方がわからないのではと思います。食事を作るのが得意な人は、その部分だけ請け負えるのかなどですが。

求人側の不安を取り除くような情報提供や仕事のパターンも見せたい。どんな人に来てもらいたいのか、応募する側に安心できる情報提供が大切なのです。

「家政士」については、検定試験を受けてもらえるように検定試験の価値を上げる工夫をすること。資格をもっていると能力の証明ができますとかです。より信頼されるスキルをもった家政士さんでスキルアップの意識があることを示せるなど、検定試験とお客様の信頼をつなげていくことが大事です（インタビュー／編纂委員・高橋和子 写真／古川敬三）。



profile* 清水 美雪（しみず・みゆき）

1974年生まれ、千葉大学大学院、多摩大学大学院卒。医学博士、経営情報学修士。1998年にテルモ株式会社に入社後に17年間、医療機器の開発を行う。途中1年間、東京大学医学部附属病院で医師たちと基礎研究を行う。2015年10月にテルモ株式会社を退職し、(株)メディカルラボパートナーズを起業する。医療機器開発コンサルティングを中心に医療・ヘルスケア業界の市場調査、病院の研究サポート等を行う。

これだけは知っておきたいQ&A

特集「これだけは知っておきたい」シリーズとして、現実起きた紹介事業の事例から、このような事態が二度と起きないようにするための苦情対応のヒントを取り上げていきます。日々の仕事の中で、「ヒヤリハット」することのないための参考になれば幸いです。

⑦思いがけない事態に遭遇して困惑した問題が生じた……

Q26

家の掃除を依頼されてうかがったが、後日求人者から、「家政婦の掃除機の使い方が荒いために、フローリングなどに無数の傷が付いてしまった」と、傷ついた部分（30カ所ほど）にいちいち印をつけて、その損害について補償金を支払うよう執拗に要求された。築8年経った家なので、今までまったく傷がつかないとは思えなかったが、紹介所を通して賠償補償を提案したところ、「修理はよいから5万円払え」と言われてしまって困っている。

A26

この事例では、最初からかたくなに金銭要求を出してくるなど、紹介所として

も対応を取りにくい難しい求人者と考えられます。

しかし、常識的な業務遂行（掃除機がけ、窓開け等）を行うことでの傷はいつさいの責任を負う必要はないと思います。

業務指示を事前に確認して行えば問題はないので、毅然とした対応で

いいと思います。

ただ、掃除によって大きく傷がつく可能性も否定はできないので、慎重な作業をする一方、掃除を行っている際に目立った傷や破損を確認した場合は、すぐに求人者へ目視確認してもらおうなどの予防対策が常に必要です。



アドバイス

法的観点からみると、職業紹介により、家政婦は労

働契約で働いているので、このような場合には、使用者は生じた損害のすべてを家政婦に請求することはできないと考えられています。

また、この事例の場合、求人者の掃除機で通常の使用により傷がついたのであれば、それは求人者の受忍すべき損害であり、賠償の問題とはなりません。

求人者には、家政婦は清掃業者ではなく自己の雇用する労働者だとの認識をもってもらうことが大事です。

Q27

掃除、洗濯のほかに子どもの送り迎え等を依頼されていたが、求人者と同居しているその母親に、「家政婦が使ったから掃除機が壊れた、砂糖の箱が調理の熱で変形した、性格が生意気だ、言葉遣いが悪い」など、家政婦は何かにつけて不満をもたれていた。求人者のほうからは特段のクレームもないのだが、母親からは気分次第であれこれ文句を言われ、毎日のように家政婦が責められて、紹介所にもクレームがあった。

A27

まずは、紹介所として、家政婦に事実関係を確認することが必要ですが、そこで家政婦のミスや対応等に問題があるのならば、求人者と求人者の母親に素直に謝罪し、改めていく必要があります。

もし、事実関係がいっさいなく、求人者の母親の一方的な勘違いなのであれば、求人者と求人者の母親と家政婦と紹介所の4者で、話し合いの

場をもってみるのもひとつの方法だと思います。

それによって、母親がなぜこのような不満をもつのか、その背景や理由などが見えてくるかもしれません。

そのうえで、求人者の納得が得られず、必要ならば、今後の対応（家政婦の交代等）を協議したほうが良いと思います。



アドバイス

求人者の家庭に入っている仕事ですから、家族全員に喜んでいただきたいと思います。

しかし、人には「相性」があるのも事実です。誰が悪いわけではなく、話し合っても解決できないものもあるのかもしれませんが、であれば、勝手な言い方ですが、相性のよい方を選んでいただく方法はないでしょうか。

すべて家政婦に強いられても、気持ちの仕事ですから……。

Q28

求人者（高齢者男性）のひとり暮らしの家庭で家事を依頼されていたが、仕事をしていると、求人者はたびたびつきまわってきて話しかけるなど、家政婦に迫ってくる。このため、仕事にも差し障りがあるので「やめてほしい」と何度頼んでも、聞き入れてくれない。家政婦が食器を洗っていて振り向くと、求人者がいたずらをするかのように、突然スポンを下げたり上げたりするようなことさえあり、家政婦は声を上げて逃げ帰ったこともあって困った。

A28

紹介所が、利用者あるいはその家族に家政婦が困っている旨を伝え、理解を求めることです。この事例は、セクハラ行為にあたると思いますが、利用者はそう思っていないことも考えられますので、伝え方は相手の様子も見て考える必要があります。

セクハラは第三者が介入するとな

くなるケースもあります。

セクハラを未然に防止するのは難しいことですが、何かおかしい仕草や行動があった際は、家政婦がすぐに紹介所に相談できるような体制を作るとともに、紹介所としても、そのような事態に遭遇したときの対応方法を整理しておきましょう。



アドバイス

パワハラ、セクハラは求職者だけでなく、求人者へも契約時に認識していただく大事なこととして、あらかじめ話しておくべき時代と考えます。当事者意識がなく、別の理由にすり替えられやすいのが「ハラスメント」です。お互いの信頼関係にも大きく影響することなので、家政婦が気持ちよく働ける、働いていただける環境づくりとして、紹介所の役割は大きいと思います。

Q29

高齢の男性求人者のひとり暮らしの家庭で、家政婦が訪問した際、求人者は椅子に座ってテレビを見ていて、声を掛けたが返事がなかった。求人者は日頃から死んだふりなどをして家政婦を驚かせるのが好きだったので、ふざけていると思っていると、実は亡くなっていた。主治医に連絡後、家族に連絡したが、警察に連絡するのを忘れて、部屋も片付けるなど、現場状況を変えてしまった。

A29

この事例のようなことはあまりないでしょうから、いざそうした事態に遭遇した際には、混乱して手順を忘れてしまうかもしれません。

したがって、利用者の身体状況がおもわしくない場合には、事前に緊急連絡先の確認や緊急時マニュアルの整備を行うなどして、事後（万一お亡くなりになった場合）の対応について、メモなどで用意しておくことが

必要です。

しかし、それでも忘れることはあるので、家政婦には、緊急事態にはひとりで抱え込まないこと、まず紹介所に連絡や相談をすることを定着させ、サポートしていきましょう。



アドバイス

近年では、仕事に起こる不測の事態、とくに人の生死、災害、事故、果てはテロまでも具体的に想定することを当然として求

められます。

「危機管理」はどんな職業でも、1人ひとりに必要な時代になりました。

綿密なマニュアルを渡せばと考えたいくなりますが、定期的な訓練ができない職場での不測の場面では、「綿密な」マニュアルは非現実的と考えます。

最低限の行動を3項目程度にして、「これだけは必ず」を徹底されたいかがでしょうか。



Q30

高齢の男性求人者のひとり暮らしの家庭で家事を依頼されていたが、家政婦が訪問した際、呼び鈴を鳴らしても応答がなく、求人者は外出していると思い、30分ほど待った。しかし、一向に帰ってくる様子もなく、しかも、配達された牛乳が2日分そのまま置かれているので「おかしい」と思い、管理人に鍵を開けてもらって入室すると、求人者が吐血して倒れていたため、すぐに救急車を呼んだ。

A30

高齢でひとり暮らしの場合には、今回と同じようなケースが起こりうると思います。

家政婦は、日頃の様子をよく観察し、訪問しても返答がない場合など、異変を感じたら対応できるようにすることが好ましいです。

緊急時には、誰に、またどこへ連絡するかを紹介所、家政婦、求人者あるいはその家族との間で決めておくことで速やかに行動ができます。

この場合と異なって、カギを本人が預かっている場合や、管理人のいない住居での対応などについても、臨機応変に対応できるよう、日頃からよく整理しておくことが重要だと思います。

同時に、緊急時の対応のほか、高齢者世帯の求人者の増加に対応して、加齢に伴う変化や一般的な疾患に関する知識などについて、紹介所が研修の機会を設けることも考えられます。



アドバイス

お客様の生命や財産に不利益なこと、重大なことの想像を巡らせた素晴らしい対応と思います。「余計なことをするな」と注意されることも覚悟で申告し行動することは、雇用の関係以前に、人として大切なことと思います。普段と違う感覚（＝違和感）を家族以上に知る機会がある以上、この違和感を活かして下さい。「余計だ…」とクレームになるのであれば、紹介所がかばってあげてほしいです。

ヒヤリとする一歩手前のところで発見し、対応して予防する

シリーズ「これだけは知っておきたいQ&A」は、『はなえみ no.124』（2018年11月号）から『はなえみ no.129』（2019年9月号）までの5回にわたって、30のQ&Aを掲載いたしました。今回をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

「Q&A」掲載に当たっては、『家政サービスで起こる…ヒヤリハット集』（公益社団法人日本看護家政

紹介事業協会発行）を原本にして、掲載しました。

ヒヤリハットとは、「結果としては大きな事故や災害にならなかった問題を、その一歩手前のところで発見して対応すること」をいいます。問題が起きてからの事後対応の仕方だけでなく、どうやって予防を図るかということが大事な点です。日々のお仕事の中でヒヤリハットすることのないように、と願っています。

INFORMATION



看家協会のうごき

2019年度「家政士」検定試験実施について

2019年度「家政士」検定試験は全国8会場で、11月16日（土）、17日（日）、22日（金）に行われます。

当協会から受験案内が8月1日に公表されました（当協会ホームページ：<http://kanka.or.jp/>）。

詳細は次のとおりです。ぜひ、「家政士」検定試験にチャレンジしてください。

▶受験申し込みとその手順について

●**受験の申し込み**については、10月18日（金）までの消印で、「家政士検定試験受験申請書」に必要事項を記入のうえ、該当する証明書等を同封して、当協会「家政士検定試験係」へ郵送でお申し込みください。

各試験場の定員に到達した場合には、その時点で締め切らせていただきます。申し込みが済んで受験資格を満たしている方には、当協会から「受験票」および「受験手数料払込票」を受験申請書に記載された住所または希望する送付先宛に10月下旬に郵送いたします。

●**受験手数料のお振り込み**については、「受験手数料払込票」にて11月8日（金）までにお振り込みください。

●**受験手数料**は13,000円。ただし、協会の特別会員は、会員割引で9,000円になります。

●**合否の結果**は、2020年1月31日（金）に、受験者宛に当協会から郵便で発送します。合格された方には「家政士検定合格証」または「家政士検定合格者証明書」を交付します。また、不合格の方には「通知書」を送付します。合格された当協会の特別会員には、「家政士章」を合わせて交付します。

▶試験日程および会場は次のとおり

学科試験は、全会場が11月16日（土）10時開始です。

①札幌

○日本医療大学 生涯学習センター

札幌市豊平区月寒西2条5-1-2（TEL:011-827-

7217）

○実技試験：11月16日（土）12時30分以降

②帯広

○とかちプラザ

帯広市西4条南13-1（TEL:0155-22-7890）

○実技試験：11月22日（金）9時30分以降

③東京・神田

○損保会館

千代田区神田淡路町2-9（TEL:03-3255-1299）

○実技試験：11月17日（日）9時30分以降

④東京・市ヶ谷

○日本看護家政紹介事業協会本部

新宿区市谷仲之町3-2（TEL:03-3353-4641）

○実技試験：11月16日（土）13時00分以降

⑤横浜

○ウィリング横浜

横浜市港南区上大岡西1-6-1（TEL:045-847-6666）

○実技試験：11月16日（土）13時00分以降

⑥静岡

○静岡県産業経済会館

静岡市葵区追手町44-1（TEL:054-273-4330）

○実技試験：11月16日（土）13時00分以降

⑦神戸

○三宮コンベンションセンター

神戸市中央区磯辺通2-2-10 ワンノットトレーズビル5F（TEL:078-291-5025）

○実技試験：11月16日（土）12時30分以降

⑧宮崎

○宮崎サザンビューティ専門学校

宮崎市老松2-1-17（TEL:0985-22-2000）

○実技試験：11月16日（土）13時00分以降

検定試験前講習会の開催について

当協会では検定試験前講習会を全国7都市で開催します。家政士検定試験を受験される方は、ぜひ受講してください。

▶受講申し込み手続きについて

講習会の受講を希望される方は、10月4日(金)までに、「検定試験前講習会申込書」に必要事項を記入し、当協会の「家政士検定試験係」宛に、郵便、FAX、メールのいずれかの方法でお申し込みください。

受講料は2,000円（特別会員の方は1,000円）です。

▶講習会の日程および会場は次のとおり

①札幌

○ケアアシスト事務所（札幌市西区西町北2-3-3）
（TEL:011-665-8772）

○10月12日（土）13時00分～16時00分

②千葉

○千葉県教育会館（千葉市中央区中央4-13-10）
（TEL:043-227-6141）

○10月19日（土）13時30分～16時30分

③東京

○中野サンプラザ（中野区中野4-1-1）
（TEL:03-3388-1174）

○10月11日（金）13時30分～16時30分

④横浜

○ウィリング横浜（横浜市港南区上大岡西1-6-1）
（TEL:045-847-6666）

○10月14日（月）13時00分～16時00分

⑤静岡

○静岡県産業経済会館（静岡市葵区追手町44-1）
（TEL:054-273-4330）

○10月25日（金）13時00分～16時00分

⑥神戸

○三宮コンベンションセンター（神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトリーズビル5F）（TEL:078-291-5025）

○10月26日（土）13時00分～16時00分

⑦宮崎

○カクイックスウィング宮崎営業所（宮崎市吉村町
久保田甲906-1）（TEL:0985-25-3456）

○10月19日（土）13時00分～16時00分

INFORMATION



行政のうごき

▶児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が可決

第198回通常国会へ、2019年3月19日に厚生労働省から提出された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」は、6月19日に参議院本会議で全会一致により可決、成立、6月26日に交付されました。

同法案の改正の趣旨は、児童虐待防止対策の強化を図

るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関連携等の必要な措置を講ずる、となっています。

改正の概要は、①児童の権利擁護、②児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化等（児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化）、③検討規定その他所要の規定の整備、となっています。

施行期日は、2020年の4月1日から。一部は2022年4月1日からと2023年の4月1日からです。

紹介所の家事支援サービスでの取り組み

8

H家政婦紹介所の場合（東海ブロック）

厚生労働省からの委託事業「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」（2017年度）によるヒアリングで収集した、家政婦紹介所の12の事例について、シリーズで取り上げていきます。

今回は、東海ブロックのH家政婦紹介所を紹介いたします。



❖求人開拓のための営業ツールを3カ月単位に作成

H家政婦紹介所は、訪問介護事業と介護予防訪問介護事業を兼業しています。

求人の開拓は、ホームページ（家政婦（夫）専用のサイト）、ダイレクトメール、ケアマネジャーへの営業が主ですが、費用対効果が大きいのは、ケアマネジャーを訪問してチラシを渡すこと。紹介所への求人依頼の85%は、ケアマネジャーからの紹介だそうです。

サービス内容の周知は、チラシによっており、家政婦（夫）サービスのメリットをアピールするチラシを3カ月ごとに新規に作成し、これを持って、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、総合病院などへの訪問営業を行っています。

求人条件の中ではとくに費用についての関心が高いので、サービス利用に必要な金額の目安的なものを1時間いくらという形で示し、すべてのケアマネジャーに、紹介所の金額表は理解されていると思っているとのこと。

手数料については、スライド制をとっており、短時間でもメリットを感じるような料金体系の工夫を行っています。具体的には、3時間までは手数料率を高く設定し、泊まり込み等の場合とは手数料率を変えています。たとえば2時間の自費ヘルパーを依頼するとすれば、請負だと5000円強になるが、当紹介所の紹介の形では3600円の設定に。家政婦（夫）のほうが請負のヘルパーの時間単価よりも割安になり、価格面で優位性があるとのこと。

❖スポットタイムの求職者も受け付けて

求職者の開拓については、無料配布の求人雑誌（フリー・ペーパー）に求職者募集の広告を月2～4回、1回1万円で掲載しているそうです。新規に受け付けた新しい求人情報を毎号掲載するようにしています。

また、フルタイム、パートタイムのほか、スポットタイム（1～3時間）を希望する求職者の登録も受け

付けており、特定曜日、週1日だけでも登録可能にしています。このため、3時間までの仕事の費用案内を配ったり、登録者の募集を行ったりしており、家事では、短時間家政婦（夫）の件数が増えつつあるとのこと。

長年登録している人が高齢化し、もう少し若い求職者を集めないといけないが、募集すれば可能性はあると考えているとのこと。家庭の主婦、飲食店やコンビニなどの勤務、介護関係の仕事をしていた人のキャリアチェンジが多く、また、パートの勤務の人が空いている時間に家政婦（夫）の仕事をしたいという希望もあるそうです。提供するサービスを差別化するためには、家政婦（夫）の能力把握を行うことを考えています。

❖家政士資格で家政婦（夫）の差別化を図りたい

家政士検定について、当紹介所で試験に合格した人たちはとても喜んでおり、自信にも繋がっているようです。

家政士検定制度が普及することは、家事代行業者と競争していくためには不可欠であると思います。家事のことをよく勉強している家政婦（夫）を多く抱えることが、今後の家政婦紹介所の社会的信用を増していくうえで、大きな力になっていくことは間違いのないとのこと。

求人者が、家政士の資格を持っている求職者を選択するようになればよいと思っています。時給は、家政士の資格を取得している求職者は1200円、普通の家政婦（夫）は1000円であるが、どちらを選択するかは求人者次第となっています。資格取得者の時給を上げたいが、そのためにも、優秀な人には検定試験をできるだけ受けてもらうようにし、提供するサービスの差別化やブランド化を図っていきたいと考えています。

また、介護保険ではしてくれないことも頼めるのが家政婦（夫）紹介所だという認知を高めることが必要であると主張されています。



投稿欄

★紹介所の未来につながる

今、私たちの業界で話題になっているのは、「求職者の人が集まらなくて困っている」「どのようにしたら求職者の確保ができるのだろうか」ではないでしょうか。これから事業を継続するためには、家政婦（夫）の教育と人材確保が重要な課題です。私は1人ひとりの求職者に対し「仕事に満足していますか」「収入は大丈夫ですか」と語りかけるように心がけています。新しい人材を増やすため、まず現在登録している求職者に長くお仕事をさせていただくことが大切であり、そのためには求職者の方々に大切にする必要があると思います。自分が大切にされていると思うところには、知人友人も紹介していただきます。とある会社の会長の講話で、「社員の幸せのために会社がある」という言葉が印象的でした。私たちは今一度、原点に戻って会社経営をしていく必要があるのではないのでしょうか。紹介所は求職者の方々が安心して働くことができ、求人者の方々の希望に沿った方を紹介できること、それを大切にしていけることが、これからの紹介所の未来につながると思います（H・F）。

★みなさまからのお便りをお待ちしています!!

お便りとご意見やご要望などは、看家協会事務局（E-mail：post@kanka.or.jp）、ミズ総合企画（E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp）まで、郵送の場合は下記住所宛にお寄せください。

編纂委員会（50音順、◎印委員長）

古賀道、酒井ひろみ、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、望月幸代



はなえみ日記

第25回



編・集・後・記



家政士試験まで1カ月半、実施に向け皆様のご協力を頂いているところです。今回の巻頭インタビューは「組織や社会でのイノベーションを開拓した人」3回目、起業された清水社長から多くのキーワードを頂きました。インタビューを終えて強く感じたことは、新たに家政婦（夫）の仕事を客観的な視点に立ち再評価しわかりやすく世に知らせる必要があり、提供するサービスを明確化すること。清水社長のフェイスブック・ホームページを検索すると参考になります（編纂委員・高橋和子）。

はなえみ129号

Hanaemi Bimonthly 129

2019年9月25日 発行

発行：公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
TEL：03-3353-4641 FAX：03-3353-4326
URL：http://kanka.or.jp/
E-mail：post@kanka.or.jp

制作協力：株式会社 ミズ総合企画
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-27-4 ナカヤビル202
TEL：03-5467-4530 FAX：03-5467-4282
E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp

Kanka Calendar

10月 *october* かなづき

1 火
2 水
3 木
4 金 検定試験前講習会受講申込み締切り
5 土
6 日
7 月
8 火 寒露
9 水
10 木
11 金 検定試験前講習会（東京）
12 土 検定試験前講習会（札幌）
13 日
14 月 体育の日 検定試験前講習会（横浜）
15 火
16 水
17 木
18 金 家政士検定試験受験申込み締切り
19 土 検定試験前講習会（千葉、宮崎）
20 日
21 月 土用
22 火 即位礼正殿の儀
23 水
24 木 霜降
25 金 検定試験前講習会（静岡）
26 土 検定試験前講習会（神戸）
27 日
28 月
29 火
30 水
31 木

11月 *november* しもつき

1 金
2 土
3 日 文化の日
4 月 振替休日
5 火
6 水
7 木
8 金 立冬 家政士検定試験受験手数料振込み締切り
9 土
10 日
11 月
12 火
13 水
14 木
15 金
16 土 家政士検定試験
17 日 家政士検定実技試験（東京・神田）
18 月
19 火
20 水
21 木
22 金 小雪 家政士検定実技試験（帯広）
23 土 勤労感謝の日
24 日
25 月 はなえみ130号発行日／ほほえみVol.51秋号発行日
26 火
27 水
28 木
29 金
30 土

教科内容が学べる好評の「家政士養成テキスト」を販売!!



	会員価格	定価
第1巻 家政サービスの基本	1280円+税	1600円+税
第2巻 家事サービス	1760円+税	2200円+税
第3巻 介護サービス	1280円+税	1600円+税
第4巻 子育て支援サービス	1280円+税	1600円+税
1～4巻セット	5600円+税	7000円+税

家政士検定試験の出題範囲をまとめたテキストが当協会から発行されています。「FAX 申込書」（協会ホームページよりダウンロード）にご記入のうえ、当協会までFAXでお申し込みください。申込書を含めご質問等があれば、当協会までお問い合わせください。

FAX : 03-3353-4326 TEL:03-3353-4641 URL:<http://kanka.or.jp/>

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会